

佐賀大学医学部看護学科編入学生の既修得単位等の認定に関する内規

(平成18年5月18日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学医学部履修細則(平成16年4月1日制定)第4条第3項に規定する編入学した者の履修科目及び修得単位数(以下「既修得単位」という。)の認定については、この内規の定めるところによる。

(認定の基準)

第2条 教養教育科目

大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目からなる教養教育科目は次表に示す単位を履修しなければならない。ただし、大学入門科目2単位並びに共通基礎教育科目のうち英語4単位、独語Ⅰ・仏語Ⅰ・中国語Ⅰ・朝鮮語Ⅰの選択必修科目から2単位及び情報処理科目2単位並びに主題科目14単位は修得したものとし、短大等での既修得単位として一括して認定する。

教養教育科目				
大学入門科目	共通基礎教育科目			主題科目
	外国語科目		情報処理科目	
	英語	独語Ⅰ, 仏語Ⅰ, 中国語Ⅰ, 朝鮮語Ⅰ		
0	2	0	0	6

2 専門教育科目

(1) 専門基礎科目

専門基礎科目については、「人体の構造・機能Ⅰ」、「人体の構造・機能Ⅱ」、「人体の構造・機能Ⅲ」、「微生物学」、「リハビリテーション概論」、「保健学」、「病理学」、「女性の健康学」、「病態・疾病論Ⅰ」、「病態・疾病論Ⅱ」、「臨床薬理学」及び「放射線診療」を短大等での既修得単位として一括して認定する。

(2) 看護専門科目

ア 看護の機能と方法

看護の機能と方法については、「基礎的看護技術Ⅰ」、「基礎的看護技術Ⅱ」、「看護過程の展開の基礎」、「フィジカルアセスメントⅠ」、「クリティカルケア」及び「看護研究入門」を短大等での既修得単位として一括して認定する。

イ ライフサイクルと看護

ライフサイクルと看護については、「発達看護論Ⅰ」、「発達看護論Ⅱ」、「急性期」・「回復期の成人看護」、「慢性期・終末期の成人看護」、「老年看護援助論」、「小児看護援助論」、「母性看護援助論」、「看護診断実践論」、「発達看護論演習Ⅰ」及び「発達看護論演習Ⅱ」を短大等での既修得単位として一括し

て認定する。

ウ 地域における看護

地域における看護については、「精神保健看護論」及び「精神看護援助論」を短大等での既修得単位として一括して認定する。

エ 臨地実習

臨地実習については、「基礎看護実習」、「成人看護実習」、「小児看護実習」、「母性看護実習」、「精神看護実習」、「老年看護実習」及び「総合的な実習」を短大等での既修得単位として一括して認定する。

(雑則)

第3条 この内規に定めるもののほか、認定に必要な事項は、医学部教授会において定める。

附 則

この内規は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。